学校法人・保育所の不動産使用証明願いについて

**【提出先】**

○県に保育所認可権限がある市町村

県知事が証明を行いますので、【提出書類】に掲げる必要書類を県担当あて送付してください。

（県担当）

茨城県保健福祉部子ども政策局子ども未来課　保育グループ

〒310-8555　茨城県水戸市笠原町978番６

TEL　029-301-3243

FAX　029-301-3269

○中核市、および認可権限が県から移譲されている市町村

　 以下の市町村に所在する保育所については、各市町村長が証明を行いますので、

　 各市町村にお問い合わせください。（令和２年４月１日現在）

中核市：　　　　　　水戸市

権限移譲市町村：石岡市、下妻市、常総市、笠間市、ひたちなか市、

　　 　　　　　　　　　　潮来市、小美玉市、東海村、大子町

**【提出書類】**（日付は和暦で記入すること。）

＜土地・建物共通＞

|  |  |
| --- | --- |
| １ | 不動産使用証明願い（押印はしない）：１通 |
| ２ | 証明書（押印したもの）：２通※証明書には、建物は表題登記申請書と、土地は登記簿謄本と同じ所在、面積を記入してください。 |
| ３ | 証明手数料：一不動産につき400円（土地は一筆につき、建物は一棟につき400円）※郵便局の定額小為替を同封のうえ郵送してください。なお、定額小為替の「指定受取人おなまえ」欄には何も書かずにお送りください。 |
| ４ | 切手を貼った返信用封筒 |

＜建物の場合：各１通＞

|  |  |
| --- | --- |
| ５ | 表題登記申請書の写し |
| ６ | 建築検査済証の写し（建築基準法第7条の2第5項の規定による） |
| ７ | 建物の平面図の写し（建物の延床面積及び部屋ごとの使用用途がわかるもの）（その他証明書類 ： 贈与・賃貸借等がある場合は契約書の写し） |
| ８ | 理事会の議事録（保育の用に供する建物として、新築もしくは取得、担保提供を行うことを議決しているもの）※原本証明を付したものであること。 |
| ９ | その他必要と認める書類 |

＜土地の場合：各１通＞

|  |  |
| --- | --- |
| ５ | 登記簿謄本の写し |
| ６ | 契約書の写し |
| ７ | 公図の写し |
| ８ | 園庭・駐車場の場合は園舎との位置関係がわかる住宅地図等（その他証明書類：地上権等がある場合は契約書の写し、農地の場合は農地転用許可証等の写し） |
| ９ | 理事会の議事録（保育の用に供する土地として、取得や担保提供を行うことを議決しているもの）※原本証明を付したものであること。 |
| １０ | その他必要と認める書類 |

**【備考】**

※証明書の発行には、申請書の到着から１～２週間程度かかりますので、御了承ください。

※園舎の増改築や敷地面積に変更が生じた場合、別途「保育所の規模構造変更届（茨城県保育所設置認可等要綱第９号様式）」の提出が必要です。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

　茨城県知事　大井川　和彦 殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者住所

　　　　　　　　　　　　　　 　 氏名

登録免許税法施行規則第２条第１項第２号の規定による

不動産使用証明願いについて

このことについて、学校法人　　　　　　　の不動産登記に際し、登録免許税法の課税免除の措置を受けるため、別紙不動産が、登録免許税法別表第３の１の２に該当することを証明願います。

登録免許税法施行規則第２条第1項第２号の規定による

不動産に該当する旨の証明書

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者 | 所在地 |
| 名称学校法人　　　　　　　　 |
| 代表者の氏名、印　　　　理事長　　　　　　　 |
| 証明を受けようとする不動産 | 所在 |
| 地番又は家屋番号 |
| 土地の地目又は建物の種類、構造 |
| 地積又は床面積 |
| 具体的な用途 |

上記不動産に係る登記は、登録免許税法別表第３の１の２の項の第３欄の第３号に

該当することを証明します。

令和　　年　　月　　日

茨城県知事　　　大　井　川　　和　彦